

過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税用）

令和 年 月 日

佐賀県 県税事務所長 様

| | |
|-------------------|--------------|
| 譲渡人 (納税義務者) | 住所 (所在地) |
| 氏名 (名称、役職及び氏名) | 実印 |
| 電話番号() | (法人の場合は代表者印) |

下記の自動車税過誤納金（延滞金を含む）の還付請求権を、次の者へ譲渡したので通知します。

| 自動車税の課税年度 | 登録番号 | 抹消等年月日 |
|-----------|------|-------------|
| 平成 令和 年度 | 佐賀 | 平成 令和 年 月 日 |

| | | |
|--------------|--|---|
| 譲受人 (還付先) | 郵便番号(〒) 住所(所在地) フリガナ 氏名(名称) 電話番号() | 印 |
|--------------|--|---|

| 振込先口座（譲受人名義の口座に限ります） | | | |
|----------------------|-------|-------|------|
| 金融機関名 | 本・支店名 | 預金種別 | 口座番号 |
| | | 普通・当座 | |
| フリガナ（必ず記入） | | | |
| 口座名義人 | | | |

※ゆうちょ銀行は振込み専用口座を記入してください

注意事項（必ずお読みください）

- ① この通知書は、抹消登録等を行った翌月10日までに必着するよう提出してください。抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。（抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。）
提出期限を過ぎると納税義務者に還付されます。
- ② 譲渡人は、個人・法人とも登録印（実印）を押印し、必ず印鑑証明書（写しで可）を添付してください。
ただし、過誤納金の発生原因が、譲受人が代納したことによる重複納付の場合については、印鑑証明書の添付を省略できますが、重複納付した**領収証書（原本）**を添付してください。
なお、譲渡人本人が窓口に提出する場合は、印鑑証明書は不要ですが、本人確認ができる運転免許証などをご提示ください。
- ③ **譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄（抄）本・住民票（写しで可）等変更の事実が確認できる書類を添付してください。**
変更の確認ができない場合は、この通知書を受付できません。
- ④ 譲渡人（納税義務者）の死亡の場合は、添付書類が異なりますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。
- ⑤ 債権譲渡人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第17条の2 第1項の規定により、当該未納の徴収金に充當されるため、譲受人へ還付されないことがあります。
（充當された結果については、譲渡人及び譲受人宛に通知されますのでご注意ください）
なお、当該還付金に係る延滞金への充当だけの場合は、譲渡人への通知は省略します。
- ⑥ 佐賀ナンバーの抹消登録であっても、同一年度内に県外から転入した自動車については、その年度分の自動車税の納付が行われた都道府県において、当該自動車税の納税義務者に対して還付が行われます。
- ⑦ **記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。**

※記載していただいた個人情報は、県税の賦課徴収、還付・充当の目的以外には利用しません。